

大気汚染防止法改正案の概要

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

1. 背景

- 現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。
一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。
- このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

2. 概要

- アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。
これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

⟨⟨参考⟩⟩規制強化の概念図

